

平成 24 年 第 2 回大分市教育委員会会議録

1. 日 時 平成 24 年 2 月 29 日 (金) 午後 3 時 00 分～午後 5 時 25 分

2. 場 所 大分市役所第 2 庁舎 6 階 教育委員室

3. 出席委員
一 番 委 員 小 林 達 也
二 番 委 員 角 山 光 邦
三 番 委 員 高 橋 英 子
四 番 委 員 大 久 保 真 理 子
五 番 委 員 足 立 一 馬

4. 出席事務局職員

教育部長	右 田 芳 明	教育部参事	堀 美 代 子
教育部教育監	原 一 美	教育部参事兼文化財課長	玉 永 光 洋
教育部次長	佐 々 木 紀 昭	美術館館長	菅 章
次長兼教育総務課長	後 藤 芳 史	次長兼学校施設課長	渡 邊 末 己
次長兼生涯学習課長	藤 澤 修	教育企画課長	瀧 谷 有 郎
教育指導課長	江 藤 郁	スポーツ・健康教育課長	秦 希 明
人権・同和教育課長	藤 澤 淳 一	青少年課長	有 馬 徹
美術振興課長	安 部 眞		

5. 書記

教育総務課参事	友 康 彦	教育総務課主査	足 立 秀 雄
教育総務課主査	水 田 寿 窓		

6. 傍聴人 なし

7. 議題

(1) 議案審議

(教議第 2 号) 平成 23 年度 3 月補正予算について

(教議第 3 号) 平成 24 年度当初予算について

(教議第 4 号) 大分市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

(教議第 5 号) 大分市立学校職員の給与の支給等に関する規則の

一部改正について

(教議第6号) 大分市立学校職員の住居手当の支給等に関する規則の一部改正について

(教議第7号) 大分市立学校職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部改正について

(教議第8号) 南大分体育館管理規則の一部改正について

(教議第9号) 大分市学校給食共同調理場管理規則の一部改正について

(教議第10号) 大分市民図書館管理規則の一部改正について

(教議第11号) 大分市歴史資料館管理規則の一部改正について

(教議第12号) 大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正について

(教議第13号) 大分市教育ビジョン第Ⅱ期基本計画について

(教議第14号) 大分市立幼稚園条例の一部改正について

(教議第15号) 「平成24年度大分市学校教育指導方針」について

(教議第16号) 大分市立学校管理規則の一部改正について

(教議第17号) 大分市公民館条例等の一部改正について

(教議第18号) 平成24年度大石奨学生及び大分市高等学校修学支援奨学生の決定について

(教議第19号) 県費負担教職員の処分の内申について

(2) 報告事項

①大分市立小中学校適正配置計画について

②南大分スポーツパーク移動屋根式プール休館について

③学校給食東部共同調理場火災事故について

8. 会議の概要

委員長 ただいまより、平成24年第2回大分市教育委員会を開会いたします。(午後3時00分開会)

委員長 会議に先立ち署名委員を1番委員、2番委員にお願いしま

す。

それでは、議案審議に入ります。

教議第2号「平成23年度3月補正予算について」を議題
といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼 教議第2号「平成23年度3月補正予算について」ご説明
教育総務課長 申し上げます。

本年度の教育費の現計予算額は、12月補正後の182億
1,242万2千円でございますが、今回の3月補正額は
6億2,214万3千円で、補正後の額は188億3,45
6万5千円でございます。

今回の補正は、本年度の国の第3次補正予算により、「公
立学校施設等の耐震化等」についての財政上の優遇措置がな
されることから、来年度に予定しておりました校舎耐震化推
進に係る事業費のうち、主に工事に係る経費を前倒しして計
上するものでございます。

具体的には2項小学校費のうち、1目学校管理費として校
舎7棟で3億2,104万2千円、3項中学校費のうち、1
目学校管理費として校舎6棟で1億7,326万1千円、4
項幼稚園費のうち、1目幼稚園費として園舎4棟で1億2,
784万円の計上でございます。

また、校舎耐震化推進に係る施設整備事業は実際には期間
がないため、24年度に繰り越そうとするものであり、併せ
て、全額を繰越明許費として、計上いたしております。

なお、既にご存知のことと思いますが、南大分スポーツパ
ーク内にございます移動屋根式プール槽について、腐食がか
なり進んでおり、継続使用が困難であることから、全面補修
をすることとなりました。

この事業については、利用する市民にも影響があり、早急

に対応する必要がありますことから、今年度中に補修工事の設計に着手いたしますが、年度内には終了できない見込みであります。従いまして、この設計業務に係る委託料370万円についても繰越明許費として計上をいたそうとするものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、第1回市議会定例会で審議・決定をいただこうとするものでございます。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声) 、

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第3号「平成24年度当初予算について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

堀参考 教議第3号「平成24年度当初予算について」ご説明申し上げます。

(概要について説明)

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

委員 大友宗麟に関する事業は、どこまでの絵が描けたら終了するのですか。そして、最終的には何年度くらいまでかかるのですか、また総事業費はどのくらいになるのですか。

参考兼 文化財課長 大友氏歴史公園の県の史跡決定を3月頃に受ける予定ですが、全部で18万ヘクタールほどございます。今は短期部分で、大友氏館の4万m²を10年くらいで取り組んでいると

ころです。また、旧万寿寺跡や未着手のところもございますので、おそらく30～40年ということになるかと思います。

委員長 県と分担して進めていくのですか。

参事兼 都市計画公園の決定は、面積によって決まっておりまして、

文化財課長 10ヘクタール以上の場合は県が決定することになっており、3月に県の都市計画審議会において公園決定が行われる予定でございます。来年度からは権限委譲され、市が決定するようになります。

このような大規模遺跡は、予算の関係や、土地の公有化がありますので、相当の期間と費用が想定されます。九州でいいまますと、大宰府は今年で約50年になりますけれども、全体の半分も終わっておりません。佐賀県の肥前名古屋城、秀吉の朝鮮出兵の拠点ですが、約30年経ちますが、全体の十数パーセントしか終わっておりません。ですから、短期・中期・後期に分けて計画的に事業を行っていかないといけません。

委員 財源というのは、市がすべて出すのか、それとも国や県から補助金が出るのですか。

参事兼 土地の公有化につきましては、国と県で9割、市は1割とい

文化財課長 うことになります。ただ、公園の整備につきましては、国は半分になります。市としては4割弱を負担することになります。

委員長 副読本の対象ですが、子どもですか、学校ですか。

堀参事 対象とするのは、小学校6年生です。

委員長 80万円くらいで出来るのですか。

堀参事 体験学習館でご覧いただいているDVDがあるのですが、それを各学校にお配りして見ていただこうという経費です。副読本につきましては、24年度から25年度にかけて作成いたしますので、それは債務負担行為に掲載しております、550万円くらいでございます。

委員長 職員の人物費ですが、学校の職員はどなたになりますか。

- 次長兼 市の職員で小中学校に勤務する者ですので、学校主事や給
教育総務課長 食調理員、市費の養護教諭になります。
- 委員長 調理員の数が減っていると聞いたのですが。
- 次長兼 調理員については、毎年減っております。
- 教育総務課長
- 委員長 感想ですが、特別支援サポート事業ですが、学校を回ってお
りますと、加配の補助教員のサポートは助かっているとのこと
でした。できれば、どんどん増やしていってほしいと思いました。
- 委員長 ほかにご質問などございませんか。
- 全委員 (なしとの声)
- 委員長 それでは採決いたします。教議第3号は原案のとおり決定す
ることにご異議ありませんか。
- 全委員 (異議なしとの声)
- 委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。
- 委員長 それでは次に、教議第4号「大分市教育委員会事務局組織規
則の一部改正について」を議題といたしますが、次第の教議第
5号から教議第11号までの議案につきましては、関連があり
ますので、審議を一括して行いたいと思いますが、皆さんよろ
しいでしょうか。
- 全委員 (了承)
- 委員長 それでは、事務局の説明を求めます。
- 次長兼 教議第4号から教議第11号までは、グループ制導入に
伴う機構改革に関する規則の改正でございますので、一括
してご説明させていただきます。
- 教議第4号「大分市教育委員会事務局組織規則の一部改正に
ついて」ご説明申し上げます。
- 昨今の社会経済情勢の著しい変化に伴い、市民ニーズが複雑
化・高度化している状況において、業務処理量の均一化や組織

のフラット化による意思決定の迅速化など、グループ制の有効活用が求められていることから、平成24年4月1日より、全庁的に係制を廃止し、グループ制を導入することとなりましたので、教育委員会教育部においても、現在グループ制未導入の教育指導課、スポーツ・健康教育課及び青少年課の3課において係制を廃止し、グループ制を導入するものでございます。

続きまして、教議第5号「大分市立学校職員の給与の支給等に関する規則の一部改正について」、教議第6号「大分市立学校職員の通勤手当の支給に関する規則の一部改正について」及び教議第7号「大分市立学校職員の住居手当の支給に関する規則の一部改正について」併せてご説明申し上げます。

まず、教議第5号「大分市立学校職員の給与の支給等に関する規則の一部改正について」でございますが、幼稚園教諭に係る扶養親族届（様式第1号）の決裁欄について、今回の機構改革に伴うグループ制の導入により、課長補佐、係長及び係という呼称を使用しなくなるため、様式から削除しようとするものでございます。

また、教議第6号「大分市立学校職員の通勤手当の支給に関する規則の一部改正について」及び教議第7号「大分市立学校職員の住居手当の支給に関する規則の一部改正について」は、それぞれの規則で定めております様式の決裁欄について、決裁は別途とりまとめて行うこととしたため、様式から削除しようとするものでございます。

なお、施行期日でございますが、グループ制導入に伴う機構改革に関する規則改正は、いずれも平成24年4月1日を予定しております。

教育総務課所管の規則改正は以上でございます。

スポーツ・ 教議第8号「南大分体育館管理規則の一部改正について」
健康教育課長 及び教議第9号「大分市学校給食共同調理場管理規則の一部

改正について」併せてご説明申し上げます。

第8号、第9号とともに、機構改革に伴いますグループ制導入のため、課長補佐級となります「主幹」の配置が考えられますので、「主幹」の文言を追加しようとするものでございます。

スポーツ・健康教育課所管の規則改正は以上でございます。

次長兼生涯学習課長　教議第10号「大分市民図書館管理規則の一部改正について」ご説明いたします。

市民図書館を所管しております生涯学習課についてはすでにグループ制導入済ですが、今後「主幹」の配置が考えられますので、「主幹」の文言を追加しようとするものでございます。

生涯学習課所管の規則改正は以上でございます。

参事兼文化財課長　教議第11号「大分市歴史資料館管理規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

歴史資料館を所管しております文化財課についてはすでにグループ制導入済ですが、今後「主幹」の配置が考えられますので、「主幹」の文言を追加しようとするものでございます。

グループ制導入に伴う機構改革に関する規則の改正議案は、以上でございます。

委員長　ご質問などありませんか。

委員　　グループ制の導入のメリットについて、簡単に説明していただきたい。

次長兼教育総務課長　今までの係制の場合は、職員を動かすことが出来ませんでしたが、グループ制の導入によって、所属長の権限で職員の配置換えをすることが出来ます。

委員　　課の中には係を置かないで、課長が人事を自由に出来るということですか。

次長兼　　はい。

教育総務課長

委員　　所属長の権限が大きくなって、言うことを聞かないといけな

くなったということですね。

委員長 人数をあたることが出来るのですか。

次長兼 仮に5人ずつの2つの班があって、一方の仕事が時期的に

教育総務課長 忙しくなった場合、そちらに一人異動させて、6人と4人に
することが出来ます。

委員 時代の流れということですか。

教育部長 私が導入した制度ですが、一番問題だったのは、係制です。

係の事務分担というのは決められておりまして、他の係の仕
事をするというのが難しかったのです。要するに、縦割りです。

また、現在は職員の年齢構成が逆ピラミッドになっておりま
して、係制だと優秀な人を上にあげにくいという弊害もござい
ました。この二つが大きな要因です。

一つは横断的な組織に、二つ目は所属長の権限を強くし、課
内の事務分担も見直しが出来るし、職員の配置も流動的に出来
る。もう一つは、職員の待遇も改善できる。このようなメリッ
トがありましたが、導入するのに3年かかりました。

委員 反対するのは、どうしてですか。

教育部長 現状を変えられることに、反対するのでしょうか。

委員長 それでは採決いたします。教議第4号から教議第11号まで
の8つの議案について、原案のとおり決定することにご異議あ
りませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第12号「大分市立学校職員の給与に関
する条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼 教議第12号「大分市立学校職員の給与に関する条例の一

教育総務課長 部改正について」ご説明申し上げます。

本件は、幼稚園教諭の休職者の給与支給期間について、県の

義務教育諸学校の教育職員に適用される職員の給与に関する条例の改正に準じ、改正しようとするものでございます。

具体的には、結核性疾患を除く私傷病により休職となった職員の休職期間は現行3年であり、その内、給与の支給期間は満2年、無給期間は満1年となっております。この給与の支給期間を、満2年から満1年に改正しようとするものでございます。

なお、施行日前から引き続く休職につきましては、改正前の規定を適用することいたしたいと考えております。

今回の改正は以上ですが、本委員会でご決定いただき、第1回市議会定例会での審議・決定を経て、平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

委員 休職している人の給与の額は、減額されているのですか。

次長兼 基本給の100分の80となっております。

教育総務課長

委員 その額は、(支給期間が)1年になっても変わらないですか。

次長兼 はい。

教育総務課長

委員 人数は何名ですか。

次長兼 対象が幼稚園教諭だけですので、現在は74名中1名です。

教育総務課長

委員長 団体との交渉は、いらないのですか。

次長兼 これにつきましては、県の議会で12月に決定しております

教育総務課長 ですので、団体とは話がついております。

委員長 ほかにご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第12号は原案のとおり決定

することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第13号「大分市教育ビジョン第Ⅱ期基本計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

教育企画課長 教議第13号「大分市教育ビジョン第Ⅱ期基本計画について」ご説明申し上げます。

第Ⅱ期基本計画の見直しに当たりましては、これまで外部の検討委員会による検討やパブリックコメントを実施するなどして進めてまいりました。

教育委員会におきましても、12月には基本計画の見直し案について、1月にはパブリックコメントの結果についてご報告申し上げたところでございます。

その後、教育委員会事務局内で全体の調整と最終的な確認作業を行い、「大分市教育ビジョン第Ⅱ期基本計画（案）」をまとめたところでございます。

第Ⅱ期基本計画案は、「基本構想」と「基本計画」とで構成されておりますが、「基本構想」につきましては今回の見直しの対象としておりませんので、策定当初から現在までの、事業の進捗状況等との整合性を図る上で必要最小限の修正に止めております。

また、「基本計画」につきましては、パブリックコメント等を踏まえ、一部「学校教育の充実」の現状の中で、通学区域制度の弹力的な運用の項に「学校とも連携を図りながら」という文言を追加した以外は、これまでの教育委員会でご説明した通りでございます。

全体的には、見やすさに配慮するため、写真等は現行と同程度とすることや、データ、資料等についてもできるだけ直近

のものと差し替えております。

また、資料編につきましても、同様の考え方で精査し、巻末には今年度制定されました「大分市こども条例」の前文を掲載することにいたしました。

なお、本件につきましては、本委員会でご決定いただき、平成24年度当初より計画を実施しようとするものでございます。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

委員長 ないようでしたら、私から質問させていただきます。前もつていただいた資料から、修正箇所はございますか。

教育企画課長 先程申し上げました「学校とも連携を図りながら」という文言を追加した以外は、変更はございません。写真、データ等は直近のものに差し替えております。

委員 前にいただいている資料からほとんど修正がなければ、新しく修正した部分の資料だけいただければ結構です。

委員長 教育委員会の充実のところですが、活性化ということで、「わかりやすいホームページの整備を図り、そのなかで、各教育委員の教育に対する思いや考えを掲載するなど、市民への積極的なアプローチを開拓していきます。」と記載されていますが、教育委員さんがそれぞれの立場で教育に対する思いがあると思いますので、出来ればいいなと思うのですが。

次長兼 現在、ホームページには教育委員さんの視察等も掲載して

教育総務課長 掲載しておりますが、教育に対する思いや考えにつきましては、教育委員さんと協議をさせていただいて、原稿等もいただきまして、掲載を検討してまいりたいと考えております。

委員長 その時に心配なのは、市長さんと意見が食い違うことです。その点について、事務局の方に確認をお願いしてよろしいでしょうか。

次長兼 事務局の方で行います。

教育総務課長

委員長 もう一つ、キャラクター（タッキー）が載っていますが、スポーツが関係しているからですか。

スポーツ・ 記載事項にマッチするということで載せております。

健康教育課長

委員長 大友宗麟を売り出してほしいと思います。

委員長 ほかにご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第13号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第14号「大分市立幼稚園条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

教育企画課長 教議第14号「大分市立幼稚園条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

市立幼稚園の保育料につきましては、「大分市立幼稚園条例」の規定に基づき、市民税課税額の区分により減免することができます。

区分が4つに分けられておりまして、減免額は(1)の市民税が非課税及び生活保護世帯が全額免除、(2)市民税の所得割が非課税の世帯が2分の1、市民税の所得割額が5,500円以下の世帯が3分の1、同じく5,500円から13,500円までの世帯が12分の1をそれぞれ減免する4段階となっております。

実は、このたびの国の税制改革により、住民税に係る扶養控除等が見直され、これまで課税の対象から控除されていた、15歳までの年少扶養控除が平成24年度から廃止されること

となりました。

このことにより、現行の区分のうち、全額または2分の1減免に区分される世帯につきましては、大きな影響は生じないものの、3分の1減免または12分の1減免となっている世帯については、平成23年度と平成24年度の収入が変わらなくても、市民税所得割課税額が大幅に増額となり、現行の区分のままだと、平成24年度には減免を受けられなくなるという事象が生じることとなります。

具体的には、平成23年度の市民税所得割課税額が5,500円で3分の1減免を受けていた世帯、表の(3)に該当する世帯で、平成24年度も世帯構成や収入が変わらない場合、24年度の市民税課税額は47,600円となりますので、現行の区分では、減免対象外となり、減免を受けることができなくなるということでございます。

今回の「幼稚園条例」の一部改正につきましては、このように税制改正に係る年少扶養控除等の廃止が保育料の減免に及ぼす影響の大きさを考慮し、また保育料減免規定の趣旨に鑑み、平成24年度においても、現行の区分に基づく減免措置が引き続き実施されるよう、備考として、年少扶養控除等の廃止が行われなかつた場合の課税額に相当する額を市民税所得割課税額とするよう、規定を改めようとするものでございます。

以上のことについて、本委員会でご決定いただき、第1回市議会定例会での審議・決定を経て、平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

委員長

わかりやすく教えていただけますか。

教育企画課長

簡潔に申し上げますと、今まで減免を受けられていた世帯には、国の税制改正の影響を受けずに引き続き減免が受けられるよう、改正をしたいということでございます。

先程申し上げた世帯を例にしますと、平成23年度に5,500円だった税額が、24年度に47,600円になります。それは納付していただきますが、保育料の減免に関しましては、24年度も引き続き受けられますよということです。

委員長 ご質問などございませんか。

委員 保育料の全額はどれくらいですか。

教育企画課長 一月6,300円です。

委員長 ほかにご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第14号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第15号「平成24年度大分市学校教育指導方針について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

教育長 教議第15号「平成24年度大分市学校教育指導方針について」ご説明申し上げます。

本件は、平成24年度の大分市学校教育指導方針（案）がまとまりましたので、ご決定いただこうとするものでございます。

基本方針並びに具体方針につきまして、各担当課長より説明をさせますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育指導課長 (基本方針の概要を説明)

(具体方針の「Ⅱ小中学校」、「Ⅲ一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育」、「Ⅳ社会の変化に対応する教育活動」、小中一貫教育について概要を説明)

教育企画課長 (「Ⅰ幼稚園」について概要を説明)

スポーツ・ (「Ⅴ体育・健康に関する指導」について概要を説明)

健康教育課長

青少年課長 「VI 豊かな人間性や社会性をはぐくむ生徒指導」について
概要を説明)

人権・ 同和教育課長 「VII 人権尊重の精神をはぐくむ教育活動」について概要を
説明)

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

委員長 ないようでしたら、私からご質問させていただきます。小中
一貫教育モデル校の6校は、このまま継続するのですか。

教育指導課長 はい。今後は広げていこうと考えております。

委員長 先日の園長さんとの懇談会でも話をしましたが、市立幼稚園
の引き付けるものは、何かないのでしょうか。

教育企画課長 これは、年度版の指導方針でございますので、市立幼稚園
の魅力というのは、別のところで語られるべきだと思います
が、個人的には、これまでの保育の蓄積だとか、ベテラン教
諭の指導であるとかは、私立には負けない部分だと思います。

委員 人権尊重の部分に関して、中身はいいと思いますが、教育委
員会の組織の中で、人権・同和教育課がこの部分を担当してい
ると思いますが、まだ同和教育が課名に入っているのですか。
人権教育の中の一事例ではないですか。人権教育課ではいけ
ないのでですか。

人権・ 同和教育課長 今まで、同和教育が人権教育を引っ張ってきた過去の経緯
から、同和教育は、同和問題をはじめとする他のあらゆる人
権課題の解決を目指す教育であることから、同和教育を基盤と
した人権教育ということで、人権・同和教育課となっております。

委員 例えば、ハンセン病など同じくらいの問題もあると思います
が、あくまでも人権教育課というのは同和教育が基本だとい
うことですか。

人権・ 委員さんご指摘のように、同和問題をはじめとする個別の

同和教育課長 人権課題というのは國の方でも12ありますて、課題としては12の内のひとつとなっています。しかし、同和教育は今まで蓄積した教育方法とか教育内容がありますので、他の個別の人権課題の解決についても、同和教育の成果の上に立った人権教育に取り組んでおり、人権・同和教育ということで進めているところでございます。

委員 同和教育の功もあるだろうけれど、罪もあると思うのですが、その部分については、あまり触れてはいけないとなっているのですか。

人権・ 同和問題の解決については、今まで教育と運動という絡
同和教育課長 みの中で、運動の方が先行し、教育が後追いしていったとい
う部分がありました。罪というならば、運動の中であったのだ
ろうということが推測されます。

委員長 県は人権教育課ですか。

人権・ 人権・同和教育課です。

同和教育課長

委員長 ほかにご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第15号は原案のとおり決定
することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第16号「大分市立学校管理規則の一部
改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

教育指導課長 教議第16号「大分市立学校管理規則の一部改正について」
ご説明申し上げます。

本議案は、大分市立学校管理規則第9条（教科書）について、
実際の採択経路と同規則との整合性をとるため、必要な改正を

行ってよろしいか、ご審議をいただこうとするものでございます。

旧規則第9条に、「校長が選定し、」という表現がございますが、実際に本市において、教科書の選定を行っておりますのは、教育委員、保護者代表、校長代表等の9名からなる「大分市教科用図書選定委員会」でございまして、あくまでも校長等が行うのは教科書の調査研究でございます。そのため、実際の採択経路と学校管理規則との間で整合性をとるために議案のとおり、「校長が選定し、」という部分を削除する必要がございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご審議の上、ご決定いただき、公布の日より施行しようするものでございます。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第16号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第17号「大分市公民館条例等の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼 教議第17号「大分市公民館条例等の一部改正」につきましては、3つの条例がありますが、関連がございますので、生涯学習課長 一括してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、昨年8月30日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」により、社会教育法、図書館法、博物館法が一部改正され、従来、法で規定されていた公民館運営審議会委員、

図書館協議会委員、博物館協議会委員の委嘱・任命基準が、省令の基準を参照して、地方公共団体の各条例で定めることとされたことに伴い、委員の委嘱基準を定める規定を設けようとするものでございます。

まず、「大分市公民館条例の一部改正」についてでございますが、現在、市民協働のまちづくりを一層推進していくために、公民館の管理運営を市民部へ補助執行し、住民と行政が一体となった事業の推進を図っております。このため、今回の条例改正では、より地域の実情を公民館運営に反映させることができるよう、資料にございます国の参照すべき基準に加え「地域の関係者」を追加しようとするものでございます。

次に、「大分市図書館条例の一部改正」及び「大分市美術館条例の一部改正」についてでございますが、図書館協議会及び美術館協議会委員の委嘱について検討いたしました結果、国で定める基準の中で、必要な委員の確保ができると判断し、国の基準通りにいたしたいと考えております。

なお、本件につきましては、本委員会のご決定をいただき、決定の上は第1回市議会定例会での審議・決定を経て、平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第17号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第18号「平成24年度大石奨学生及び大分市高等学校修学支援奨学生の決定に

ついて」を議題といたします。

委員　　委員長、教議第18号を審議するにあたり発議があります。

委員長　許可します。

委員　　教議第18号「平成24年度大石奨学生及び大分市高等学校修学支援奨学生の決定について」及び教議第19号「県費負担教職員の処分の内申について」につきましては、人事に関する案件及び個人情報に関する案件でありますので、審議を秘密会とすることを発議いたします。

委員長　ただいま、委員から教議第18号及び教議第19号の審議を秘密会とするとの発議が出されました、秘密会とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

全委員　（挙手）

委員長　全委員賛成と認め、教議第18号及び教議第19号の議案の審議は秘密会とします。

なお、秘密会の審議等については、報告事項の後、行うことといたしますが、皆さんよろしいでしょうか。

全委員　（了承）

委員長　それでは次に、報告事項の説明を求めます。

教育企画課長　報告事項1点目「大分市立小中学校適正配置基本計画について」ご報告申し上げます。

適正配置基本計画の素案に対するパブリックコメントを、1月16日から2月15日までの1ヶ月間実施し、応募総数は40通、意見総数は95件ございました。

今回のパブリックコメントも、対象校区からの意見が多く、内訳といたしましては、碩田中学校区に関するもの16通、大分西中学校区2通、戸次中学校区10通、大分西・戸次の両中学校区に関するもの2通、神崎中学校区2通、野津原中学校区3通、全市的な立場での意見が5通でした。対象校区のうち竹中中学校区からの意見はございませんでした。

全体的には統合案に反対するご意見や要望等が多くだされたところですが、昨年6月のパブリックコメントより、賛成の意見や具体的な提案等も見られたところあります。

一例といたしまして、碁田中学校区では、「3校統合については異議がありませんが、小中連携でどんな校区にするのかを明確にすべき」という意見や、「適正配置基本計画に基づ的には賛成。1学年1学級というのは子どもたちがかわいそう。」「3小学校が統合する案には反対ではないですが、統合した場合、新設校の場所が気がかりです。」「現状を維持してほしいが、小規模校の課題も緊急の課題であり、3小学校の統合については方向性としてやむを得ない。」などの意見もいただいたところでございます。

今後の予定といたしましては、パブリックコメントや要望で実施した小学校PTA等を対象とした説明会での意見などを踏まえ、必要に応じて草案を変更し、3月議会を経て、教育委員会での議決を考えております。

現時点で考えている案についてご説明いたします。

今回の適正配置基本計画は、主に過小規模校等の解消を中心になっており、過大規模校の対応が薄いのではないかという意見を、議員さん等からいただきました。

文章を追加し、過大規模校については必要に応じて対応する方向性を示したいと考えております。

PTA説明会等で出された意見ですが、地域住民の方々は、自分たちの知らないところで適正配置の話が決められているという印象を持っており、インターネットだけではなく、回覧板などで協議の状況を知らせてほしいとの要望がございました。

事務局といたしましても積極的な情報の提供に努める必要があると感じており、文章を追加を考えております。

今後の予定といたしましては、第1回市議会定例会でご意見をいただいて、3月の教育委員会で議決をいただいて施行する予定でございます。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

委員長

ご質問などありませんか。

委員長

ないようでしたら、私から質問させていただきます。パブリックコメントへの回答はどうするのですか。

教育企画課長

ホームページで、市教委の考え方を回答します。

委員長

「教育環境を考慮の結果と述べていますが、何を考慮したのか不明です。教育環境を考慮したのだから学力が数段アップするのですか。」と厳しいコメントがありますが、私たちが説明不足なのでしょうか。

教育企画課長

意見を寄せていただく皆様にご説明するのは難しいのですが、市教委の考え方、方向性、望ましいとする学校のあり方等を明らかにしたものと、実際の中学校区での説明会を行い、実施計画を練り上げていくという作業がございますので、要望や意見については地元と話し合いながら、汲んでいける部分があると考えております。

「考慮の結果」という部分は、新聞報道での断片的な情報ではないかと思いますので、情報の提供という部分についても力点を置いていくことで答えてまいりたいと考えております。

委員長

今後、私たちがしていくべきことは何ですか。

教育企画課長

最終的には、3月の教育委員会で、教育委員会の方針として決定していただきたいと思います。

委員長

臨時の会を持つ必要はありませんか。

教育企画課長

素案をパブリックコメントに出す前に、相当の時間を割いていただいて、年末から詰めていただきました。その結果が素案でございますが、その後の状況についてご説明申し上げ

て、必要であれば、学習会もしくは本委員会を開催していただこうと考えております。

委員 パブリックコメントの回答は、いつくらいになるの。

教育企画課長 3月の委員会で議決をいただいた後になります。

委員長 変わる部分は少ないので。

教育部長 確かに答えにくいコメントも多いです。

教育企画課長 一つ一つに回答は致しません。市教委の姿勢を答えていくということになります。意見の多さを反映させていくというよりも、取り組むべき観点や踏み込むべき点を取り入れていくことを事務局としては考えております。現時点では、過大規模校の対応と、情報提供に努めるということで考えております。

委員長 私たちが宿題として、これを付け加えた方がいいのではということをお伝えするということになりますか。

教育企画課長 委員さんのご意見の集約につきましては、ご相談をさせていただいて、必要であればお集まりいただくかもしれませんので、よろしくお願ひいたします。

委員 意見の中で、「7年前の適正配置計画の時は、荷揚町小学校の跡地利用を優先するあまり、1中学校2小学校がふさわしいと教育委員会は説明した。」とありますが、こういう事実はあるのですか。

教育企画課長 その事実はあったように思います。「荷揚町小学校の跡地利用を優先するあまり」という部分は、ご本人の主觀が入っていると思いますが。

委員 1中学校2小学校というのは、具体的には。

教育企画課長 積田中学校区で、荷揚町、中島、住吉の3つの小学校を2つに統合することです。これまで委員さんと協議してきた中で、以前は2つの小学校にという話もありましたが、それではいずれ1つの小学校が過小規模校になってしまふと

いうことで、整理をさせていただいております。

教育部長 パブリックコメントをして、それをどれだけ反映させたか
ということですが、整理がとても難しいと思います。

委員長 やはり反対の意見の方が多いのですか。

教育企画課長 はい。

委員長 一度拝見して、意見があればそれをお伝えする場を持つか
検討していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

全委員 (了承)

委員長 それでは、次の報告事項の説明を求めます。

スポーツ・ 報告事項 2 点目「南大分スポーツパーク移動屋根式プール
健康教育課長 休館について」ご報告申し上げます。

平成 60 年 6 月にオープンしました当施設は、当時の建築費で 5 億円、大小 2 つのプールを備えており、プール層は、厚さ 6 mm の鉄板を溶接して作られています。

当初は、5 月から 10 月までの期間で開場しておりましたが、平成 18 年 4 月に 5,400 万円をかけ大型ボイラー設置する改修工事を行ない、通年利用できる温水プールとしてリニュアルいたしました。利用者は、年間 6 万人、利用料収入は 450 万円前後となっています。

さて、このプールですが、毎年 1 月は館全体の総合点検の期間ということで休館をいたしておりますが、槽内の点検整備を委託している業者から、プールピット内のプール槽の外側がかなり腐食していると報告を受け、写真の提出してもらいましたが、写真では判断が難しいことから、1 月 17 日に、建築課、南大分体育館、当課の職員が立会いのもと、ピット内を調査しました。

プール槽については、これまで手を付けられておらず、底の溶接部付近で腐食がかなり見られていることから、専門業者の調査が必要と判断し、1 月 19 日に建築課と調査業者が

現地に入り、数箇所の簡易検査を行なったところ、本来鉄板の厚さが6mmあるはずが、腐食箇所によつては4.6mmとなつてゐる箇所が在ることが判明しました。

この時点では、2月1日から再開の予定でしたが、安全の確保に確信がもてない事から、再開を見送り、当分の間休館することを決定いたしました。

さらに、改修工事の規模について調査するため、全体のより詳細な調査を専門業者に再度委託し、2月1日2日の両日で実施し、3日に報告を受けたところ、鋼材板の厚さが最低必要な4mmに達してない部分が広範囲にあることが分かり、部分的な補修では専門的見地から安全確保はかなり難しく、危険と判断されることから、最終的に、市の方針としてブル槽の全面改修工事を行うこととなりました。

予算としましては、移動式屋根の固定化も含め、1億1千万円程度見積もつております、今後のスケジュールにつきましては、3月補正予算説明でもありましたように、370万円の設計委託料を繰越明許費として計上し、早速設計に取り掛かり、24年度の6月議会で予算を承認していただき、年度末までに工事を完了、25年の4月から営業を再開いたしたいと考えております。年間6万人近い利用者もいますことから、休館の期間を周知するとともに、できる限りは早く再開いたしたいと考えています。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは、次の報告事項の説明を求めます。

スポーツ・ 報告事項3点目「学校給食東部共同調理場火災事故につい

健康教育課長 て」ご報告申し上げます。

すでに、委員の皆様方には一報を入れさせていただいてお

りますが、去る2月3日金曜日の午後7時50分頃、市内海原にあります東部共同調理場の2階から出火、火災報知機が作動したため警備会社から119番に通報があり、東消防署が出動し、午後8時41分に鎮火いたしました。この日は、午後6時前には市職員を含む関係者全員が調理場を出ており、出火当時は誰も場内には居なかった状況です。

出火元は、共同調理場の調理業務を委託している業者が使用している2階の従業員の休憩室で、被害としましては、この2階部分の火元である畳敷の休憩室を中心に約24平方メートルが消失いたしました。

4日土曜日の午前10時から、大分市東消防署、及び大分東警察署が合同で現場検証を行いましたが、人の侵入による放火やタバコの不始末、また電気の漏電などの形跡も見当たらないことから、出火原因が特定できず、新聞等では乾燥機で乾燥された洗濯物の自然発火の可能性が報道されておりますが、あくまで可能性ということで、警察や消防署では現在も調査中で、まだ、はっきりとは断定されておりません。しかし、この報道を受け、すぐに委託業者を呼び事情聴取を行うとともに、油が付着した作業着は他のものと完全に分離し、必ず自然乾燥させるよう指導したところでございます。

一番心配された1階の調理場部分への影響についてですが、4日に調理器材、翌5日の日曜日午前9時から調理室などの電気設備や空調の調査点検を行いましたが、調理業務には差し支えがなく、7日火曜日から、通常どおり市内17の小中学校、7,600食の調理業務を再開することができました。

ただし、6日月曜日につきましては、給食食材の発注の関係から、牛乳、米飯と簡易な付け合せ、デザートによる「簡易給食」で対応させていただいたところです。

現在は、被害状況の確認や、改修工事の費用、改修時期の

検討を建築課と検討しているところであり、できる限り給食業務に影響を与えないよう、応急措置を施し、主な工事は春休みや夏休みを利用して行いたいと考えております。

今後は、詳しいことが分かり次第、またご報告申し上げたいと思います。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 他に何かありませんか。

美術振興課長 公募展「第46回市美展」について(お知らせ)

委員長 それでは次に、教議第18号「平成24年度大石奨学生及び大分市高等学校修学支援奨学生の決定について」を議題といたします。本議案及び教議第19号の議案審議は秘密会といたします。

(審議の結果、教議第18号「平成24年度大石奨学生及び大分市高等学校修学支援奨学生の決定について」及び教議第19号「県費負担教職員の処分の内申について」は、原案のとおり決定する。)

委員長 他に何かありませんか。

次長兼 次回の教育委員会及び3月、4月の教育委員会の日程につ

教育総務課長 きまして調整をお願いいたします。

3月の定例教育委員会は、3月23日(金)午後3時～でお願いいたします。

4月の定例教育委員会は、4月26日(木)午後3時～でお願いいたします。

また、卒業式、入学式等の日程につきましては、今お配りしております別紙のように調整させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、本日の会議終了後は、連絡事項等ございますので、

お時間をいただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

全委員 (了承)

委員長 他に何かありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後5時25分 閉会)